|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 平成　26年　　月　　日　　時　　分　受理 | | 受付順位 |
|  | |  |
| 提出者に対する質疑通告書  　藤枝市議会議長　　水野　明　様  藤枝市議会議員　１番　石　井　通　春　㊞ | | |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 | |
| 第28号議案  消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例 | 消費税法では、自治体が運営する上下水道など公営企業会計の公共料金分は消費税の納入が求められます。  一方で、一般会計で行う公共料金分（今条例案に提案されている市民会館使用料等）は、消費税法（第60条6項）においては納入しなくてもよい事になっています。  今条例に提案されている一連の施設等の値上げ分は、それぞれの施設等が今回の増税によって負担増となった部分だけを使用料等の値上げに転嫁したものであるかを伺います。 | |